

令和 7 年 1 0 月 8 日

土木部施設保全課

新木場三丁目の放置車両について

1 概要

(1) 発生場所

新木場三丁目 1 番先～ 9 番先（特別区道江 5 9 3 号）

(2) 経緯

新木場三丁目付近の道路は、隣接する工場などの関係車両の駐車が常態化していたが、令和 6 年 1 2 月 1 5 日から駐車禁止規制が始まり、駐車車両が一掃されたことによって、長期間放置されている車両が顕在化した。

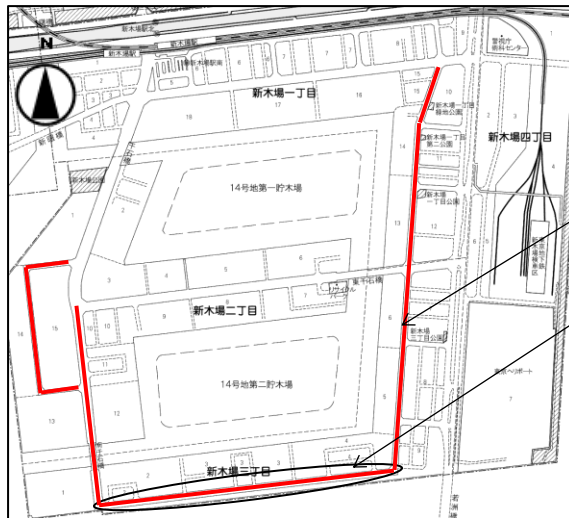
2 確認状況（東京湾岸警察署確認）

- | | | |
|-----|---------------------------|-------|
| (1) | 令和 7 年 2 月 2 1 日時点の放置車両台数 | 4 8 台 |
| (2) | 令和 7 年 3 月 1 0 日時点の放置車両台数 | 2 8 台 |
| (3) | 令和 7 年 5 月 2 0 日時点の放置車両台数 | 2 4 台 |
| (4) | 令和 7 年 8 月 2 0 日時点の放置車両台数 | 1 5 台 |

3 対応状況

区は、東京湾岸警察署による所有者確認状況の結果、廃棄車両と認定された 4 台の車両について、道路法第 4 4 条の 3 及び「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」（平成 5 年 3 月 3 0 日付建設省道交発第 2 5 号道路交通管理課長通知）に基づき、令和 7 年 8 月 2 9 日より処分を行った。

4 位置図・現場写真



駐車禁止規制区間

当該路線



当該路線全景



処分車両（4台）